

## 「南相馬市小高区商業施設」の概要

## 1 事業の目的

小高区では、昨年7月の避難指示解除以降、住民の帰還が徐々に進み、平成29年12月12日現在の居住人口は1,076世帯、2,371人となっている。

しかし、小高区には未だスーパーマーケットがなく、多くの住民が小高区外まで買い物に行っており、不便を強いられている。

このため、小高区の住民からはスーパーマーケットの開店が強く望まれているが、現在の小高区の人口規模では店舗開店に係る初期投資経費を回収できない等の理由から、民間事業者の出店の見込みがたっていない。

このような状況に鑑み、市では、小高区に居住している住民の生活利便性の向上や帰還を検討している住民の帰還意欲の向上を図るため、公設で商業施設を整備し、住民の日常生活に不可欠な買い物環境を確保するものである。

## 2 施設の概要

○構造：鉄骨造平屋建て

○敷地面積：1,566.96㎡

○延床面積：431.70㎡

(内訳)

区 分	面 積	区 分	面 積
物販スペース	231.06㎡	レジカウンター	10.14㎡
コミュニティスペース	18.00㎡	多目的トイレ	4.56㎡
トイレ1	3.33㎡	トイレ2	3.33㎡
作業室	46.04㎡	ストックルーム	31.68㎡
プレハブ冷蔵庫	3.60㎡	プレハブ冷凍庫	3.60㎡
事務室	21.96㎡	休憩・ロッカー室	10.44㎡
従業員トイレ	6.48㎡	風除室	9.00㎡

## 3 事業費等

○事業費 300,161千円

○財 源

内 訳	金 額
①自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(3/4)	206,698千円
②震災復興特別交付税(1/4)	68,899千円
③復旧・復興基金	24,564千円

## 4 条例の概要

(1) 名 称 南相馬市小高区商業施設

(2) 位 置 南相馬市小高区上町一丁目56番地

(3) 事業内容 (条例第3条)

- ・食料品及び日用雑貨等の販売に関する事。
- ・地域住民の交流の場の提供に関する事。
- ・地域情報の発信に関する事。
- ・その他商業施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(4) 休業日・開業時間 (条例第4条・第5条)

- ・休業日：商業施設は、原則、無休とする。  
ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休業日を定めることができる。
- ・開業時間：午前9時から午後7時  
ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。

(5) 管理の方法 (条例第7条)

- ・指定管理者による管理
- ・平成30年度に公募により決定

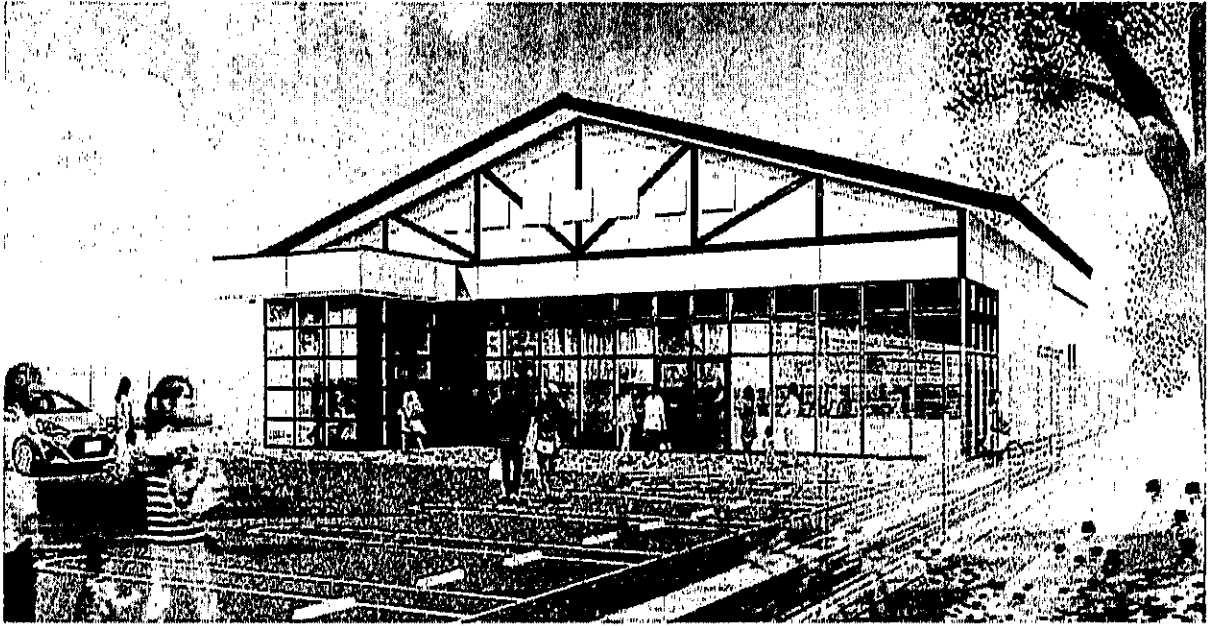
(6) 施行日 (条例附則)

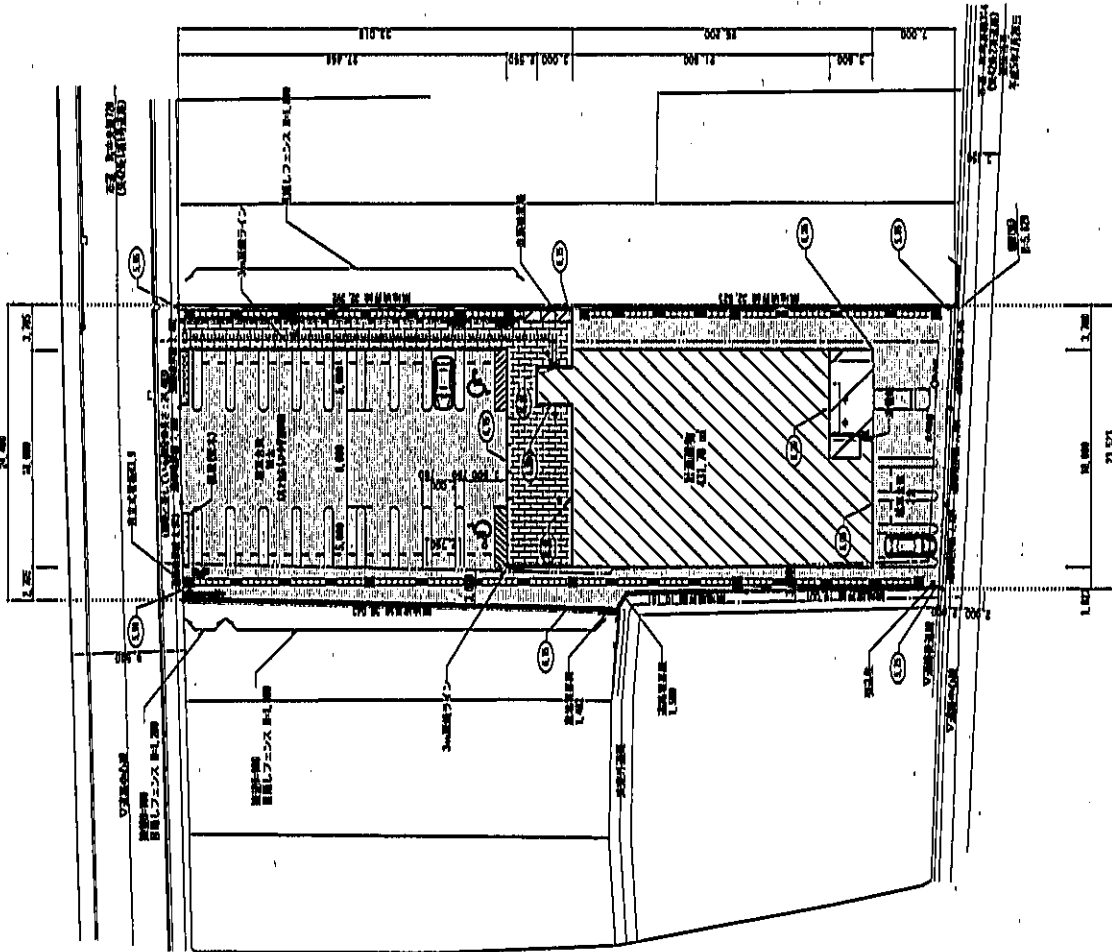
平成30年12月1日から施行する。ただし、指定管理者関係（公募、指定、協定締結等）については公布の日から施行する。

## 5 スケジュール

年	月	内 容
平成29年	12月	工事請負契約議決
		建設工事着工
平成30年	3月	設置条例（議会上程）
	4月	指定管理者公募（条例議決後）
		名称公募
	5月	指定管理候補者決定
	6月	指定管理者指定（議会上程）
		名称決定
10月	完成（工期：H30.10.31）	
12月	開所	

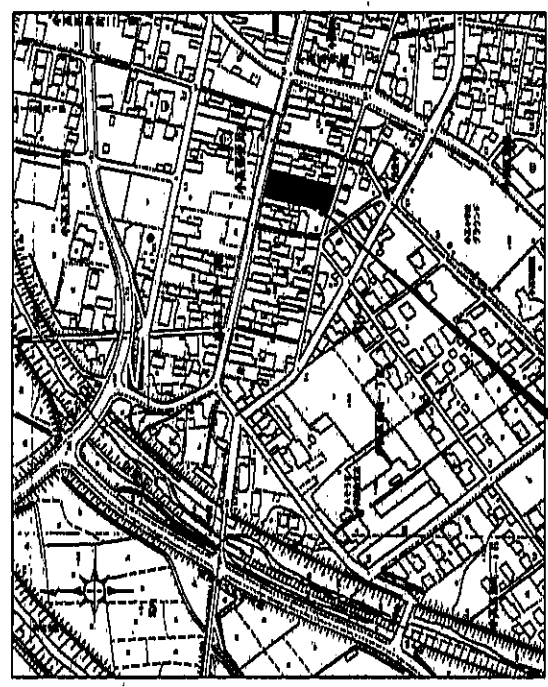
完成イメージ図





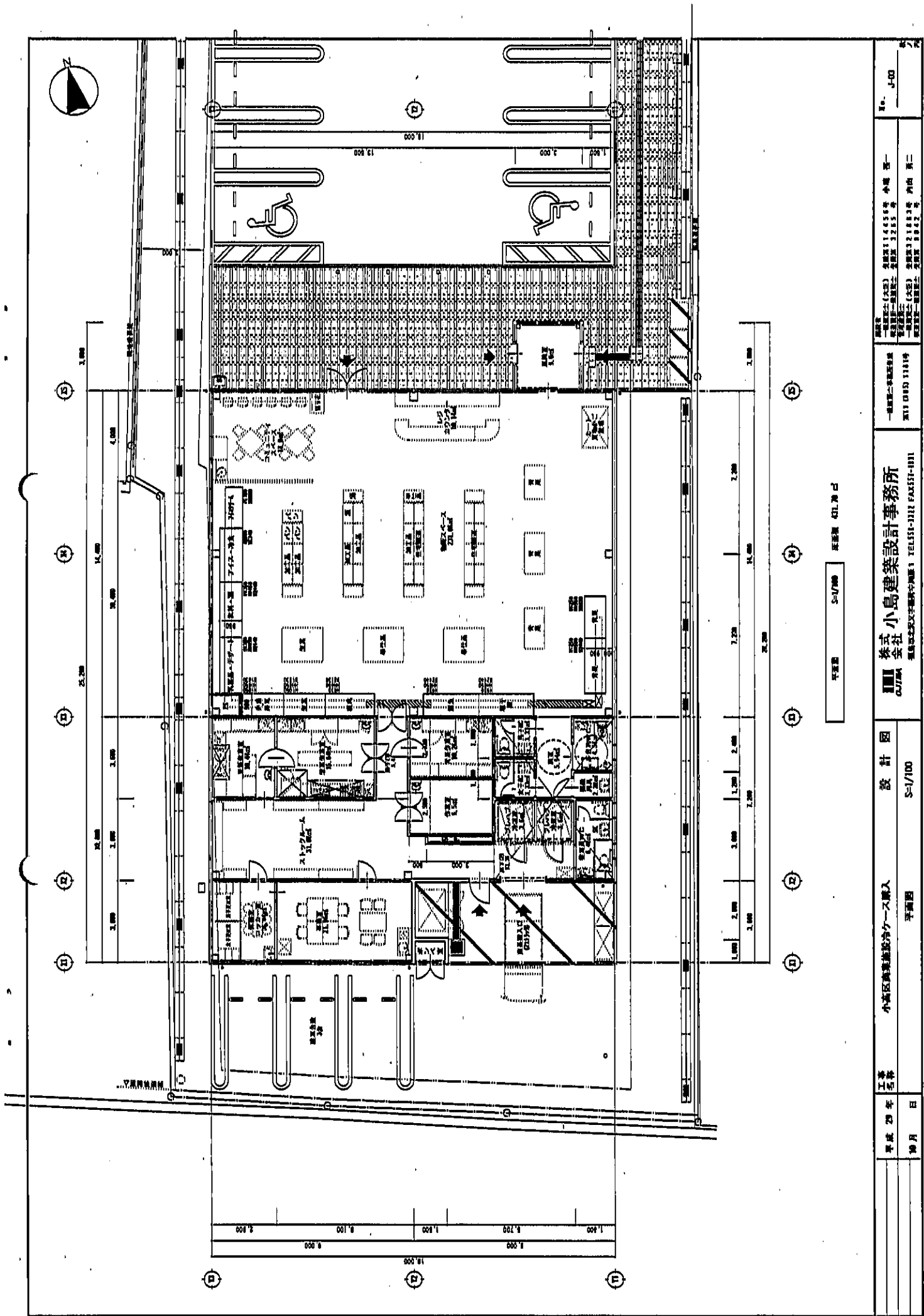
配 置 図 S=1/700  
敷地図 S=1/1500(4.7D)

付近見取図



所在地：東京都港区小島区上島一丁目  
 座標：東経139°54'55.58" 北緯35°39'59.80" 度

工事 名称	小島区商業施設建設工事	設計 図	設計 図	株式会社 小島建築設計事務所 小島 会社 東京都中央区千代田4-1-1 TEL:03-3122-6435 FAX:03-3122-4111	図番 A-15
平成 29 年	10 月	日	S=1/700	一階平面 (A2) 面積 114.556 ㎡ 小島 第一 二階平面 (A3) 面積 32.65 ㎡ 三階平面 (A4) 面積 33.803 ㎡ 小島 第二 四階平面 (A5) 面積 10.42 ㎡	No. 111 0810 1111
名称	付近見取図・配置図				



平面図 S-1/100 原案図 431. 津口

完成 29 年 10 月	工務 名称 小高区南東建設センター購入 平面図 S-1/100	設計 図 S-1/100	株式会社 小島建築設計事務所 O.I./M.A. 〒500-0001 富山県富山市南町1-1-1 TEL:057-231-1111 FAX:057-231-1111	一級建築士事務所登録 富山県 第1100051141号	建築主 株式会社 (代表) 小島誠 114531号 申請 第一 代表取締役 小島誠 114531号 申請 第一 一級建築士 (代表) 小島誠 3218842号 申請 第二 一級建築士 小島誠 3218842号 申請 第二	図 No. J-00
-----------------	---	-----------------	--	--------------------------------	--	---------------



29小地協第11号  
平成30年1月23日

南相馬市長 桜井勝延 様

南相馬市小高区地域協議会  
会長 山澤 征



南相馬市小高区商業施設設置について(答申)

平成30年1月23日付け29小産第811号で諮問のありました南相馬市小高区商業施設設置について、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

配

南相馬市小高区商業施設設置については妥当であると判断します。